

長期住所不明組合員のみなし自由脱退について

2021年5月13日
津山医療生活協同組合
理事長 井ノ上 義明

津山医療生活協同組合定款第10条の2により、「組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。」の規定に基づき、当該事業年度末（2022年3月31日）において脱退処理手続きを行う予定です。

事業所（医療福祉複合施設玄関）に「長期住所不明組合員の名簿」を掲載します。ご自分のお名前が掲載されている組合員は、至急住所変更等の手続きをお願いいたします。

なお、長期住所不明組合員の自由脱退手続きをさせていただいた方でも、住所が判明した場合は、その時点で従来の出資金額をもって登録をさせていただきます。

<長期住所不明組合員>

阿部 操	天児 直美	安東 美代子	池上 豊子	今井 節子	今村 龍三
上本 康治	大村 和子	岡本 圭市	金田 笑子	川迫 安夫	河島 淑朗
河原 恵子	黒瀬 秀子	河野 宮子	河本 和之	河本 崇	小柳 安章
斉木 基至	坂本 清治	坂本 テルヨ	佐藤 恭美子	四方 弘子	直原 森夫
末田 富貴子	鷲見 恵美子	高森 ふじえ	高山 勇	竹内 克江	竹内 周作
竹内 充	田中 恵子	田中 順一	谷口 栄一	田渕 和恵	津上 隆平
遠山 光子	礪波 和彦	中谷 昌枝	永谷 誠志	沼野 寿美	八田 祐樹
久永 保美	平井 幸子	平田 忠志	福田 信夫	藤井 隆哉	松本 裕也
松本 洋子	水嶋 晴美	三谷 哲生	森田 みどり	安田 守	山根 宏子
山本 まゆみ	山本 恭功	若林 菊子			